

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月10日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第15号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県広島中央警察署の款本通交番の項中「（以下「平和大通り」という。）」を「（以下「平和大通り」という。））」に改め、同部広島県広島西警察署の款五日市交番の項中「五日市港三丁目・四丁目」を「五日市港二丁目～四丁目」に改め、同部広島県安佐南警察署の款山本交番の項中「山本新町一丁目～三丁目・五丁目」を「山本新町一丁目～五丁目」に改め、同部広島県廿日市警察署の款宮島交番の項を削り、同部広島県三原警察署の款本郷交番の項中「本郷南一丁目～七丁目」の次に「、下北方一丁目・二丁目、南方一丁目～三丁目」を加える。

別表3 警察官駐在所の部広島県廿日市警察署の款に次のように加える。

宮島警察官 駐在所	廿日市市宮 島町	廿日市市のうち 宮島町
--------------	-------------	----------------

別表3 警察官駐在所の部広島県三原警察署の款須波町警察官駐在所の項中「三原市須波町」を「三原市須波一丁目」に改め、「須波町」の次に「、須波一丁目・二丁目」を、「須波西町」の次に「、須波西一丁目・二丁目、須波ハイツー丁目～四丁目」を加える。

別表備考中「平成21年3月1日」の次に「（三原市の区画にあっては平成21年8月31日）」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年9月14日から施行する。